

川口市川口駅東口公共広場貸出取扱要綱

平成18年	4月21日	部長決裁
平成20年	7月2日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
平成28年	4月1日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
令和4年	4月1日	一部改正
令和6年	4月1日	一部改正
令和8年	4月1日	一部改正
令和8年	8月1日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口駅東口公共広場イベントスペース（以下「イベントスペース」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間の変更)

第2条 川口駅東口公共広場管理規則（以下「規則」という。）第2条ただし書の規定は、次に掲げるイベントとし、その性質上、利用時間の変更が必要であると認められる場合に適用する。

- (1) 行政機関が主催又は共催するイベント
- (2) 市が事務局を務める実行委員会が主催するイベント
- (3) 連合町会又は町会が主催するイベント
- (4) 市内の学校又は保育園が主催するイベント
- (5) その他市長が必要と認めた団体又は個人が主催するイベント

(許可をしない日の変更等)

第3条 規則第3条ただし書の規定のうち、利用に供しない日を変更する規定については、前条に規定する団体が行うイベントがその性質上、利用日の変更が必要であると認められる場合に適用する。

(利用の申請等)

第4条 イベントスペースの利用に係る手続は、都市整備管理課において行う。ただし、次項に規定する申請書を提出する方法のうち、持参によるものは、川口駅前行政センターにおいても行う。

- 2 規則第4条第1項の規定による申請書を提出する方法は、電子情報処理組織又は持参によるものとし、許可対象行為の内容を記載した書類は、様式第1号の企画書及び様式第2号の確認書とする。
- 3 規則第4条第3項の規定による申請書及び規則第7条の規定による申出書を提出する方法は、電子情報処理組織、持参、FAX又は郵送によるものとし、申請書に添える規則第5条の規定による許可書は原本とする。
- 4 イベントスペースの利用の許可は、申請の受付順とする。ただし、規則第4条第1項第1号及び第2号に規定する日については、受付開始時間を午前11時00分とし、同時刻に都市整備管理課へ集合した申請者による抽選で受付順を決定する。また、電子情報処理組織の場合は、同日午前10時00分までの申請を有効とし、都市整備管理課へ抽選時間の30分前までに電話連絡することで、抽選を都市整備管理課へ委ねることができるものとする。なお、抽選は都市整備管理課が定める方法によるものとする。
- 5 規則第4条第2項の規定は、イベントの性質上、期間の変更が必要であると認められる場合に限るものとし、その期間については、次の各号に掲げるイベントの種類に応じ定めるところによる。
 - (1) 第2条第1号及び第2号に規定するイベント 利用を開始しようとする日の1年前（その日が休日にあたる場合は、その直前の休日でない日）から前日（その日が休日にあたる場合は、その直前の休日でない日）まで

(2)第2条第3号及び第4号に規定するイベント並びにその他市長が期間の変更を必要と認めたイベント 利用を開始しようとする日の1年前（その日が休日にあたる場合は、その直前の休日でない日）から利用を開始しようとする日の前日から起算して3日前（休日は含まない）まで

6 規則第4条第4項ただし書の規定は、第2条に掲げるイベントで、延長することにより中心市街地の活性化又は市民相互の交流が促進されるイベントであると認められる場合とする。

（使用料の納付）

第5条 川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例（以下「条例」という。）第7条に規定する使用料は、利用の許可をした日から20日（その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日）以内を納期限とする。

2 前項について、同一の申請書により申請されたものについては、同一の期限を設け、利用者は一括して使用料を支払うものとする。

3 規則第4条第1項の規定による申請が、利用を開始しようとする日の前21日以内の場合、納期限及び納付については以下のとおりとする。

(1)利用を開始しようとする日の前21日から14日までに利用の申請をする場合、利用を開始しようとする日の7日前（その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日）までに使用料を納付すること。

(2)規則第4条第2項により利用を開始しようとする日の前14日に満たない申請をする場合は、利用者は申請日と同日に使用料の納付をすること。

4 前2項については、規則第4条第3項に規定する許可された事項の変更許可申請（以下「変更の申請」という。）により使用料の追加が発生した場合も同様とする。

（許可書）

第6条 規則第5条の規定による許可書の取扱は次のとおりとする。

(1)利用者はイベントスペースを利用している間常に許可書を携帯し、関係職員又は委託を受けたものより提示を求められた際には提示しなければならない。

(2)利用者は、許可書を紛失した場合は再発行を求めることができる。

（使用料の減免）

第7条 条例第8条に規定する、使用料の減免の取扱は次のとおりとする。

(1)使用料を免除するもの

ア 行政機関が主催又は共催するイベント

イ 市が事務局を務める実行委員会が主催するイベント

ウ 連合町会が主催するイベント

エ 市内の学校又は保育園が主催するイベント

(2)使用料を減額（規定使用料の1／2額）するもの

ア 町会が主催するイベント

イ その他市長が公益上使用料の減額を必要と認めた団体又は個人が主催するイベント

(3)使用料を減額（規定使用料の使用可能面積の割合に応じた額）するもの

ア 条例第13条に規定する工事等により使用範囲に制限が生じる期間に実施するイベント

（利用の変更の申請）

第8条 変更の申請は1回限りとし、利用を変更しようとする日は同一年度とする。

2 変更の申請は、当初許可に係る使用料の納期限の到来後は、使用料の納付が都市整備管理課で確認できた後に限るものとする。ただし、当初利用予定日の60日前である場合は、この限りではない。

3 変更の申請は、変更しようとする日の14日前（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに、受付するものとする。

(利用の取消しの申出)

第9条 規則第7条の規定による取消しの申出ができるのは、利用日単位とする。

2 取消しの申出は、許可に係る使用料の納期限の到来後は、使用料の納付が都市整備管理課で確認できた後に限るものとする。ただし、利用予定日の60日前である場合は、この限りではない。

(使用料の還付)

第10条 規則第8条の規定による還付の取扱は次のとおりとする。

- (1) 規則第8条第2号の規定による利用の許可等を受けたものの責めに帰することができない理由は、利用日当日における悪天候又は天気予報による悪天候の恐れがある場合とする。
- (2) 前号による取消の申出をする場合は、利用日当日午前7時00分から利用開始時間30分前までに規則第5条の規定による許可書に記載された連絡先へ電話連絡するとともに、利用日から30日後（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに規則第7条に規定する取消しの申出を行うものとする。
- (3) 規則第8条第5号の規定による場合については、その事象に応じ都度判断するものとする。
- (4) 規則第8条に規定する使用料の還付がある場合は、規則第7条の規定による申出書に市所定の口座振替依頼書を添えて提出するものとする。

(許可対象行為)

第11条 条例第5条第1号に規定する行為のうち、公職選挙法に規定する選挙運動に係るものの取扱は次のとおりとする。

- (1) 街頭演説を行う場合は、政党若しくは候補者を申請者として申込を受け、これを有料扱いとする。
- (2) 個人演説会については受付を行わない。

(遵守事項)

第12条 規則第10条に規定する遵守事項とは、次に掲げるものとする。

- (1) 様式第2号の確認書に定める確認事項の内容に則った利用をすること。
- (2) 川口市暴力団排除条例の規定に則った活動とすること。
- (3) その他、都市整備管理課が定める注意事項を遵守すること。

(立入調査)

第13条 規則第12条の規定による立入調査を行う場合としては、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条各号に規定する禁止行為又はその恐れがあるとき
- (2) 様式第1号の企画書及び様式第2号の確認書に記載された内容を確認する必要があるとき

[illegible]

様式第2号

川口駅東口公共広場イベントスペース申請及び利用に関する確認書

■申請関係

- ☐ 申請内容に変更が生じたときは、速やかにその内容に応じ所定の手続きを行ってください。
- ☐ 変更は利用日、時間区分のみとし、利用日の変更に係る申請期限は、下記「変更・取消に係る申請期限について」を遵守してください。なお、変更申請期限最終日が休日の場合は、その直後の休日でない日までとします。また、利用日、時間区分以外の変更は原則取消し扱いとします。
- ☐ 納付書に記された納期限までに使用料の支払いがない場合は、許可は取消しとなります。
- ☐ 申請内容に虚偽があった場合、許可は取消しとなります。

■利用関係

- ☐ 許可を受けた利用の権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ☐ 法令等に違反、抵触するようなこと及び人権侵害、差別、名誉き損となるようなこと（当該行為を準備するための行為も含む）は行わないでください。
- ☐ イベント実施にあたり法令等に基づき必要となる各種届出、関係機関への相談、報告等を実施責任者のもとで漏れなく行ってください。
- ☐ 利用当日は、許可書を携帯ください。
- ☐ 音が出るイベントでは、広場周辺のみ聞こえる程度の音量、音質とし、特に18時以降は広場内で収まる程度に調整してください。また、事前に近隣住民へチラシの配布等による周知を行ってください。なお、配布前に市へチラシを提出し調整を図ってください。
- ☐ 利用に際して発生したごみ類は責任を持って処分してください。
- ☐ 来場者によるごみの発生が想定される場合は、主催者の責任で近隣商業施設入口付近の目立つ場所をはじめ、場内各所にゴミ箱を設置・案内のうえ、回収及び管理並びに処分を徹底してください。あわせて、来場者に対し、近隣商業施設のごみ箱やトイレなどへごみを投棄しないよう注意喚起してください。
- ☐ 来場者に対し、市が提供する公共トイレの利用案内を掲示・案内し、近隣商業施設のトイレ利用を控えるよう注意喚起してください。
- ☐ 近隣商業施設に対し、イベントの実施内容について事前の周知に努めるとともに、ごみやトイレ等に関する問い合わせがあった場合は、速やかに適切な対応をとってください。
- ☐ イベントスペースの範囲内で設営・運営し、イベントスペース外は、搬入出車両の駐車、機材の仮置き、看板・のぼり旗等の装飾を含め一切使用しないでください。
- ☐ 車両を広場内に進入させる場合は、別資料で定める注意事項を遵守してください。進入車両の総重量は8トン以下とします。
- ☐ 申請書類に記載のない車両は広場内に進入及び常駐しないでください。
- ☐ 広場の電源は容量、コンセント数ともに限りがあることから、備え付け以上の電源が必要となる場合は、申請者にて用意してください。（備え付けコンセント口数 100V：9口、200V：2口）
- ☐ 広場内のコンセントを使用する場合、配線は転倒及び接触による事故防止のため、全てシートで覆うなど養生し、安全対策を徹底してください。
- ☐ 工作物、その他の施設を設けてイベントスペースを占有するときは設置及び使用にあたり十分安全に留意し、設置から撤去まで巡回管理を行い、事故、トラブル等が発生しないように注意してください。
- ☐ 床面の汚損、破損防止策として養生など適切な措置を講じ、広場を汚損、破損した場合は原状回復の措置を講じてください。
- ☐ 水道を利用する場合、汲み水、手洗いのみとし、廃油、残飯などは排水溝や木の根元等に流さず持ち帰ってください。また利用の都度蓋を外し利用してください。
- ☐ 火気類（電化製品も含む。以下同じ）や大型・特殊な機材を利用する場合は、申請書類に記載してください。
- ☐ 火気類については、複数日かつ連続してイベントスペースを利用する場合においても、利用日ごとに撤去してください。
- ☐ たき火、花火、これらに類する火気類の使用は行わないでください。
- ☐ イベントの内容により、警備員、整理員又は受付係などを申請者側で手配してください。
- ☐ 広場を複数日かつ連続して利用し、利用時間外に設営物などを留め置きする場合は、通行の妨げとならないよう取りまとめ、夜間警備員を配置してください。
- ☐ 発電機など音が出る機材を複数日かつ連続して利用する場合は、利用時間外は夜間警備員配置のうえ、留め置きのみとし、使用はしないでください。
- ☐ 申請者及び実施責任者以外の者が会場を設営・撤去する場合は、本確認事項を必ず共有し遵守させてください。
- ☐ 事故、トラブル、イベントに関する苦情等は、実施責任者において誠意をもって解決にあたってください。
- ☐ 近隣住民・近隣商業施設等から利用に関しての意見・注意等があった場合は、実施責任者において誠意をもって解決にあたってください。
- ☐ 利用後、実施責任者はイベントスペース及び使用した箇所を見回り、イベントスペース及び使用した箇所に損傷、汚損（油污れ、テープ跡等）を確認した場合、実施責任者は管制室へ速やかに報告し、指示を受けてください。
- ☐ 天候不良等によりイベントを中止する場合は、利用日当日午前7時から利用開始時間の30分前までに許可書に記載の指定連絡先へ連絡してください。※連絡がない場合、イベントは実施したものとみなします。

—変更・取消に係る申請期限について—

変更	利用予定日の後に変更する場合	利用予定日の14日前まで	月 日 まで
	利用予定日の前に変更する場合	変更後利用日の14日前まで	_____
取消	取消（全額還付）	利用日の60日前まで	月 日 まで
	取消（7割還付）	利用日の59日から 15日前まで	月 日 から 月 日 まで

川口駅東口公共広場に関する例規及び上記確認事項の内容を遵守のうえ、管理上必要がある場合は管理者の指示に真摯に従うことについて同意します。

年 月 日（氏名）

※申請者又は実施責任者が川口駅東口公共広場に関する例規及び上記確認事項の内容に違反した場合、または違反する恐れがあると管理者が判断した場合は、次回以降の利用を許可しない場合があります。